

日常生活用具給付事業について（お知らせ）

令和6年4月から以下のとおり改正しましたので、お知らせします。

1 改正内容について

以下の種目について、「基準額」の改正の見直しを行いました。

〈改正前〉			〈改正後〉
種目	基準額		基準額
ストマ用装具（消化器系）	8,600 円/月	→	8,858 円/月
ストマ用装具（尿路系）	11,300 円/月		11,639 円/月

〈留意事項〉
給付を受ける際には、事前申請が必要です。

2 お問合せ先

○手続きに関しては、お住まいの区の福祉課障害福祉係にお問い合わせください。

区	所在地	連絡先
中区	中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル2階	TEL 504-2588
東区	東区東蟹屋町9-34	TEL 568-7734
南区	南区皆実町一丁目4-46	TEL 250-4132
西区	西区福島町二丁目24-1	TEL 294-6346
安佐南区	安佐南区中須一丁目38-13	TEL 831-4946
安佐北区	安佐北区可部三丁目19-22	TEL 819-0608
安芸区	安芸区船越南三丁目2-16	TEL 821-2816
佐伯区	佐伯区海老園一丁目4-5	TEL 943-9769

○制度に関するお問い合わせ先

広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課 TEL 504-2148